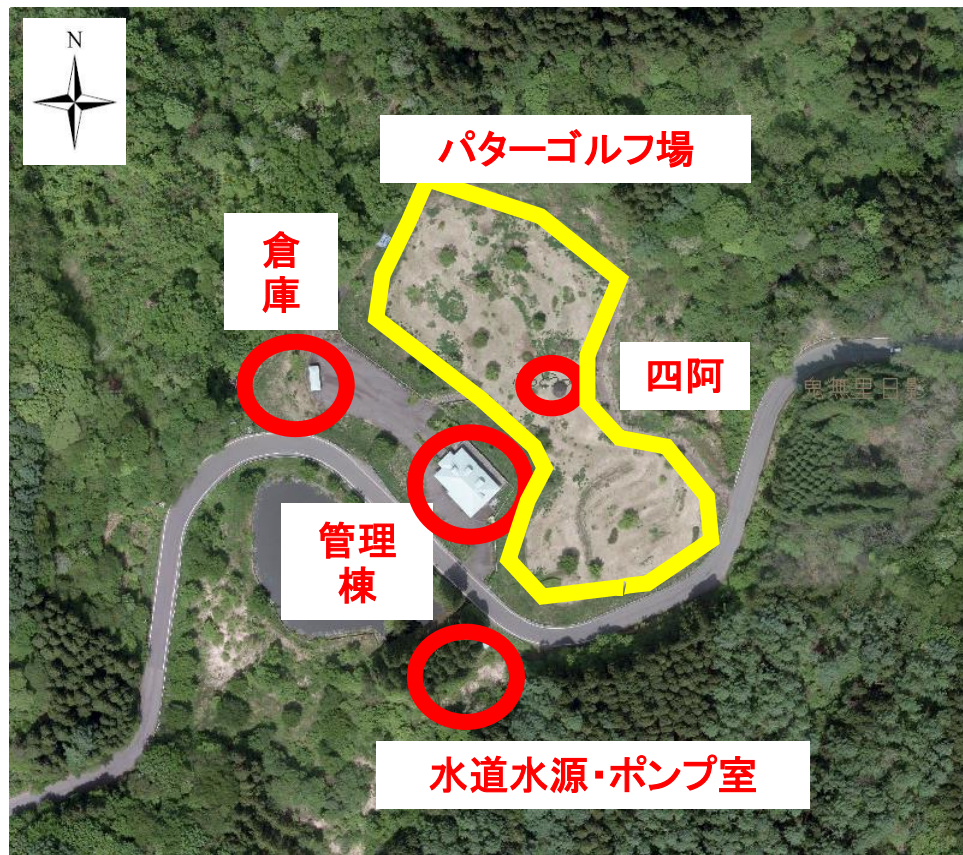
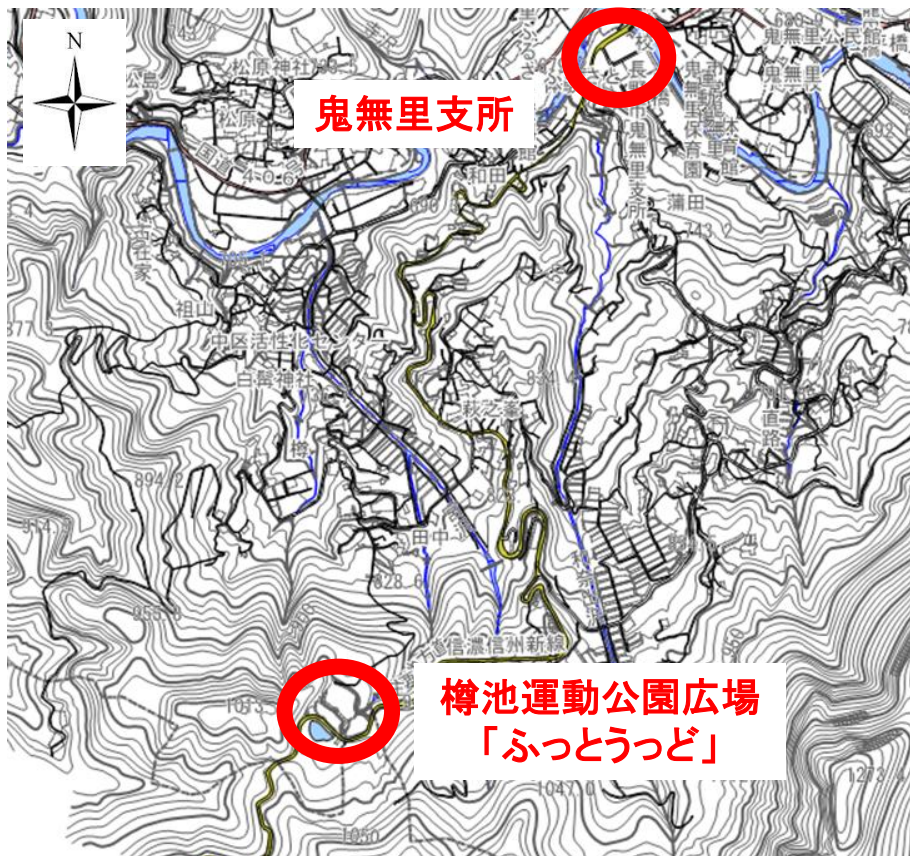


## 長野市 樽池運動公園広場の廃止について



農林部 森林農地整備課

# 1 位置図・配置図



- ・鬼無里支所から南西へ約4km
- ・主要地方道信濃信州新線沿い(小川村まで200m)

## 2 施設概要等

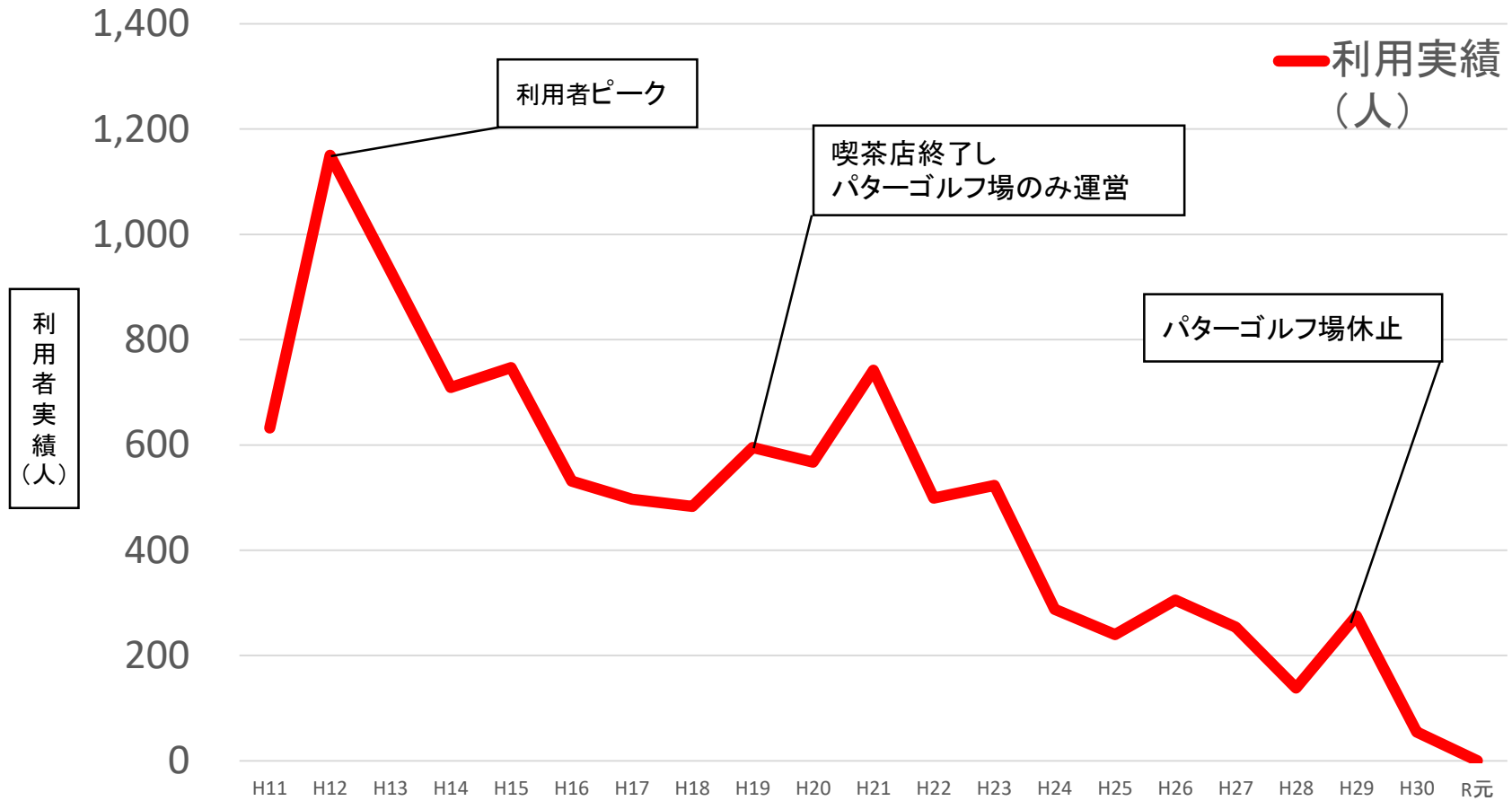
- ①設置根拠 長野市樽池運動公園広場の設置に及び管理に関する条例
- ②名称 樽池運動公園広場（愛称：ふっとうっど）
- ③設置の目的 市民が自然と親しみ健康の増進と交流を図る。
- ④所在地 長野市鬼無里日影4532-1
- ⑤共用開始 平成10年8月
- ⑥施設 パターゴルフ場（18H・四阿）、管理棟1棟、倉庫1棟、ポンプ室1棟
- ⑦建設費 181百万円 財源 国庫補助金 74百万円（林業構造改善事業）  
過疎債 107百万円
- ⑧用地 借地 16名 53筆 12,348m<sup>2</sup>、借地料 809千円／年

### 3 施設運営の現状

●利用者の減少と施設の老朽化、水道水源枯渇のため、平成30年8月をもって使用を中止している。

時 期	使 用 状 況
平成10年8月	運営開始(パターゴルフ場・喫茶店)
平成18年11月	利用者減少のため、喫茶店の営業終了
平成29年度～	利用者減少のため、パターゴルフ場の使用休止 (地元公民館事業(子どもキャンプ)には、使用を許可)
平成30年8月～	水道水源枯渇などのため施設の使用を中止し、以降は閉鎖

# 4 利用状況



年度	利用者数(人)	収入(千円)	支出(千円)	収支(千円)
H12年度	1,150	2,518	5,668	△3,150
R元年度	0	0	905	△ 905

## 5 施設のあり方に係る協議の経過

日付	内容
H28年11月	住民自治協議会と協議し、パターゴルフ場を休止
H29年10月	施設休止のため、住民自治協議会へ建物解体・土地返還を説明し、合意
11月	地権者へ建物解体・土地返還について説明・合意 地権者からは、後利用について住民自治協議会での検討要望あり
12月	住民自治協議会では後利用の検討開始
H31年2月	住民自治協議会では後利用の提案なし 住民自治協議会が鬼無里地区全戸配布によるアンケート調査を実施
R元年4月	アンケートでも後利用の提案なし
5月	住民自治協議会・地権者はアンケート結果を踏まえ、建物解体・土地返還に最終合意
令和3年2月	長野市公共施設個別計画では機能を廃止、建物を解体・譲渡の方針 (パブリックコメントでは意見なし)

# 6 今後の方針案

## ●検討要素

- ① 利用者の減少 施設閉鎖中
- ② 施設の老朽化 水道水源の枯渇、外構のテラス・階段等の破損など、使用に当たっては大規模改修が必要
- ③ 地元の意向 住民自治協議会・地区住民による後利用の意向はない
- ④ 土地の賃借料 毎年 809千円の負担
- ⑤ 公共施設個別施設計画での位置付け
  - ・機能の方向性 → 廃止
  - ・建物の対策 → 解体・譲渡等
  - ・実施時期 → 前期(R3～R7)
- ⑥ 補助金等の取り扱い 国庫補助金は、令和2年度末をもって返還期間を終了  
過疎債は償還済み

以上を踏まえて



長野市樽池運動公園広場の設置及び管理に関する条例を廃止する。  
建物は普通財産として譲渡・貸付・除却等を検討し、土地については所有者に返還していく。

## 7 廃止に向けてのスケジュール

目 付	内 容
R3年4月	部長会議・市議会政策説明会
R3年5月	法規審査委員会
R3年6月	6月市議会に廃止条例案を提出
R3年7月以降	譲渡・貸付・除却等を検討し、令和3年度中には方針を決定する